

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	
開催日時	令和7年2月5日（水） 18:00～18:20	
開催場所	朝霞市役所3階 302会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	出席委員8名（相河委員、赤澤委員、大村委員、高杉委員、戸田委員、烏居委員、比留間委員、渡部委員）（五十音順）	
議題	(1) 朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について (2) その他 ・朝霞市の日本手話の保存と継承について	
会議資料	別添のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 構成員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

○比留間委員

令和6年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を開催いたします。私は、司会を務めさせていただきます、障害福祉課の比留間でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員8人皆さまのご出席をいただいております、会議成立定足数の過半数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議録作成の都合上、発言の際には挙手の上、お名前を名乗ってからご発言くださるようお願いいたします。

それでは、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領第3条第2項により、座長を障害福祉課長と定めており、これより議事進行を赤澤課長をお願いいたします。

○赤澤委員（座長）

皆さんこんばんは。お忙しいところお越しいただきまして誠にありがとうございます。議事に入る前に本懇談会は原則公開の立場をとっております。傍聴の方はおりませんが、会議の途中でも傍聴人がいらっしゃった際には、随時入室を許可いたしますので、ご了承ください。

それでは、次第に沿って進めたいと思います。

◎ 議題（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について
・取組実績等について

○赤澤委員（座長）

議題の（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について、事務局から説明をお願いいたします。

○比留間委員

それでは資料5をご用意ください。抜粋して説明させていただきます。

令和7年1月現在の状態で記載しておりますので一部予定となっている箇所もございますが、ご了承ください。

事項1の日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策において、2月2日にデフリンピック開催の年ですので、デフリンピックをテーマにコミュニティセンターで開催し、79人が参加していただきました。

事項2の日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策の（5）については、埼玉県手話言語条例に基づき、手話を普及するための取組の一環として公共的施設等職員手話講習会を実施するとのことと申し込みしたところ本市で開催する運びとなりました。受講対象者は、警察署、学校、病院、福祉施設、銀行等の公共的施設の職員、鉄道等の公共交通機関の職員を対象で募集をかけ実施し、学校、公民館、介護施設職員等1

0人が修了しました。

続きまして(6)のその他については、報告になりますが、昨年末に障害福祉課から年末年始の市役所の閉庁時間をご案内する際に、34人の方の氏名やメールアドレスが漏えいする事案が発生しました。記者発表や個人情報保護委員会に公表したほか、対象となる方につきましては、個別に訪問し説明や報告をしたところです。

今後、同様の事案が発生しないよう、二重チェックするなど、今現在対応しているところでございます。

最後に、朝霞市日本手話に係る施策の推進方針において規定されておりますので、先月1月27日に開催した障害者プラン推進委員会に第1回目の会議内容について報告させていただきました。

議題1に関する部分に関しては以上となります。

○赤澤委員(座長)

説明が終了しましたので、ただ今の説明について、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

○相河委員(副座長)

今の漏えいの件ですが、問い合わせはその34人からあったのでしょうか。

○比留間委員

事案に対しての問い合わせ自体はなかったが、市がその情報漏えいをしたっていうことに気づくまでの間にご連絡をいただいて、こんなメール届いたけど何っていうことはご指摘いただきました。

そこで初めて漏えいしているってことが判明しましたので、速やかに対応したところでございます。

○相河委員(副座長)

漏えいした情報は、カード情報やマイナンバーも含まれるのか。

○比留間委員

メールアドレスと、本市が登録しているお名前が漏えいしたもので、マイナンバーなどの情報は含まれておりません。

◎ 議題 (2) その他

○赤澤委員(座長)

議題(2)のその他に移りたいと思います。まずは渡部委員から事前にいただいた議題「朝霞市の日本手話の保存と継承について」、ご説明をお願いします。

・朝霞市の日本手話の保存と継承について

○渡部委員

朝霞市のろう高齢者の日本手話を映像で残すことを要望します。

朝霞のろう者も高齢となり、朝霞市日本手話言語条例制定までの経緯、朝霞のろうあ運動、朝霞の歴史、個人史など、実際に当事者から見聞きする機会も少なくなっています。このような背景から、ろう高齢者のありのままの自然な語りを動画に納め、日本手話の普及だけではなく、朝霞の日本手話を残し継承していくことを要望します。

○赤澤委員（座長）

ありがとうございます。それでは、こちらの議題について、お願いいたします。

○高杉委員

高齢者というのは70歳以上ぐらいのことでしょうか

○渡部委員

何歳といわれると申し上げにくいですが、年齢により手話表現が異なると思いますので、朝霞の高齢の方ということで、残せたらなと思いますがいかがでしょうか。

○高杉委員

問題は、どこで撮影するのか。高齢の方ということで、どこまでご足労いただくのか問題だと思います。市役所であれば可能かもしれないが、はあとぴあでは遠くて大変ではないか。

○渡部委員

恐らく今から撮影しますとかここに来てくださいと伝えると、緊張で普段の手話ができないと思うので、今後やり方については検討が必要。

例えば、手話サークルで話しているところを撮影するとかにして、自然の状態でお話ししていただけるのではないかと思います。ただ、協力いただかないとできないので、いかがでしょうか。

○比留間委員

日本手話を普及させる責務を負うことを規定しており、研修や講演会を実施しております。研修会に講師をお招きするときに、ろう者の方が登壇していただくので、その際に研修を録画し保存はしております。

新たな事業として実施するには、予算や人員に限りがあるので、今時点では考えておりません。

○相河委員（副座長）

ろう者の方の伝統的な手話を保存する、日本手話言語条例が成立した経緯を残して次の方に映像を伝えていけたらいいのではないのでしょうか。

○戸田委員

埼玉県聴覚障害者協会が手話語りを残すという事をやっている。朝霞市のろう者のレ

ガシーとして必要になってくるかもしれない。社協の YouTube で動画を一つの財産として残していると思う。今後、機会があれば、出たことないろう者に出演いただき撮影で残すというのも一つの方法ではないかと思います。

○赤澤委員（座長）

新たにというか、戸田委員にご提案いただいたような YouTube を増やしていくような形でどうかと思います。

自然の姿でのということころは、検討課題とさせていただくということによろしいでしょうか。

◎ 開会

○赤澤委員（座長）

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を終了とします。皆様、ありがとうございました。